

## 令和2年第3回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

---

### 議事日程

令和2年11月30日（月曜日）午前9時03分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

---

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山 千 代 子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

#### 欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君  
総 務 部 長 志 賀 光 浩 君 人事秘書課長 稲 熊 公 孝 君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

---

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年第3回幸田町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思っております。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

臨時会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

1 1月も今日一日を残すところとなりました。明日から1 2月を迎えまして、冬支度に慌ただしい時期となってまいります。

本日、ここに、令和2年第3回の幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今臨時会に提案をさせていただきます議案は、単行議案の3件でございます。

後ほど提案の理由とその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれも人事院勧告に伴います急を要する条例の一部改正でございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、臨時会の開会に当たりましての私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和2年第3回幸田町議会臨時会は成立しました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時02分

○議長（稲吉照夫君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりでありますから御了承願ひます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時03分

○議長（稲吉照夫君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願ひます。

---

#### 日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を5番 伊澤伸一君、6番 黒木 一君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、第63号議案から第65号議案までの3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 本日、臨時会を開催し、提案をさせていただきます第63号議案から第65号議案までの3件の議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、1ページから3ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分をいたしました。

まず、第1条は、本条例の第6条第2項に規定する、令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の165に、そして第2条では、令和3年6月以降に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の167.5に改め、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は公布の日とし、第2条の規定は令和3年4月1日とするものであります。

続きまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は4ページから6ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、先ほどの第63号議案と同様に、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正と同様に行うものであります。

改正の概要につきましては、本条例におきましても、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分をいたしました。

まず、第1条は、本条例の第5条第2項に規定する、令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の165に、そして第2条では、令和3年6月以降に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の167.5に改め、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は公布の日とし、第2条の規定は令和3年4月1日とするものであります。

続きまして、議案書5ページをお開きいただきたいと思ひます。

第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は7ページから10ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

国の動きといたしましては、今年度、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人事院勧告の基礎となる調査が遅れて実施されたこと等によりまして、10月7日にはボーナスを引き下げる内容で、そして10月28日には月例給を据置きとする内容で、2回に分けて人事院勧告が出されたところであります。この人事院勧告を受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が11月6日に閣議決定され、その後、11月19日に臨時国会の衆議院本会議にて可決され、さらに11月27日に参議院本会議にて可決されまして、本日の11月30日に法律が公布されたところでございます。これによりまして、期末手当の支給の基準日となっております12月1日より前に本条例の議会議決が必要となりますので、臨時会に提案をさせていただくものでございます。

なお、月例給につきましては、本年4月の国家公務員と民間との給与の比較をしておりまして、この4月の時点ではまだ新型コロナウイルス感染症による民間の給与への影響が小さかったため、引下げの勧告が出されなかったのではないかと思っているところでございまして、来年の人事院勧告では官民格差が大きくなっており、引下げの勧告が出されるのではないかと懸念しているところでございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

まず、施行期日を整理するため、第1条及び第2条で区分するとともに、特定任期付職員に係る期末手当の支給割合の改定につきまして、第3条で規定をしております。

まず、第1条は、幸田町職員の給与に関する条例第20条第2項に規定する、令和2年12月に支給する再任用職員以外の者に対して支給される期末手当の支給割合を100分の130から100分の125と0.05月分引き下げるものでございます。なお、再任用職員につきましては、引下げはございません。

続きまして、第2条におきましては、令和3年6月以降に再任用職員以外の者に対して支給される期末手当の支給割合を100分の125から100分の127.5と改め、6月と12月の支給割合を同じ割合とするものであります。なお、令和3年6月以降に係る再任用職員の期末手当の引下げはございません。

さらに第3条におきましては、令和3年4月1日から施行される任期付職員のうちの特定期付職員につきまして、幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項におきまして、本条例施行後の令和3年度以降に支給される期末手当の支給割合を100分の170から100分の167.5に改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条及び第3条の規定は公布の日とし、第2条の規定は令和3年4月1日とするものでございます。

以上が、本臨時会に提案をさせていただきます第63号議案から第65号議案までの3議案の提案理由の説明でございます。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく申し上げます。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についての質疑を許します。

ありませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ただいまの65号議案の対象となっている職員の数をお答えいただきたいと思います。正規、会計年度職員、そして、また再任用職員についてもお答えください。

○議長（稲吉照夫君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（稲熊公孝君） 今回の職員のこの給与改定に伴います、対象となる職員は、まず一般の正規職員全員でございます。それと、期末手当を受給をしているフルタイムの会計年度任用職員と、あと来年度からは任期付職員、一般の任期付職員と特定期付職員になりますけれども、今年度につきましては正規の職員とフルタイムの会計年度任

用職員になります。再任用職員につきましては、期末手当の支給月数が一般職よりも少ないということで、除外をされているかと思えます。

今、丸山議員が言われました人数でございますけれども、正規職員につきましては、すみません、ちょっとお待ちください。正規職員につきましては、すみません、お待たせいたしました、358名が対象となっております。フルタイムの会計年度任用職員でございますけれども、すみません、ちょっと今は手持ちで持っておりませんので、対象人数が何人かというのはちょっとお答えができないので申し訳ございません。後ほどお答えさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の期末手当の減額が766万円、その金額が影響額となっております。その基礎となるのは正規職員の人数、会計年度職員、フルタイムの会計年度任用職員の人数を合わせたの金額になるのかということでもありますので、その点、算定の基礎となる人数は不明であってはならんのではなかろうかというふうに思うわけですが、お答えいただきたいと思えます。

それから、今回、年間4.5月を4.45月分に引き下げるものであります。調べてみましたら、期末手当を引き下げるといのは、今まではなかったというふうに思うわけであります。今まで過去引下げにつきましては7年ぶりということでございますので、今までは過去6年間においては、勤勉手当の増額はございました。そこで、調べてみますと、期末手当は生活費として支給する手当、いわゆる生計費を補助するための生活給費というものであります。それと、また勤勉手当は、普段の仕事の頑張りを評価されて支給される手当、いわゆる能力に応じて支給される。そういうふうに区分けをされているわけございまして、今まではこの勤勉手当を対象にしたのが、今回は本来の生活費としての役割を持つ期末手当を引下げをしたその理由についてお答えください。

○議長（稲吉照夫君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（稲熊公孝君） 先ほどの人数でございます。すみません、資料で持っておりましたので、お答えさせていただきます。申し訳ございません。

先ほど正規職員の人数を言いましたけれども、あちらから実は育児休業等としていて、期末手当の支払いがない職員も含まれておりました。申し訳ございません。正確な数字をお伝えさせていただきます。正規職員につきましては346人でございます。フルタイムの会計年度任用職員につきましては111人でございます。合わせまして457人が、今回の対象の人数でございます。申し訳ございません。

それで、今、もう一つの点で、丸山議員の言われました、今回は期末手当についての引下げについてということでございます。過去の経過を私も見させていただいたところでございますけれども、実は、過去も期末手当・勤勉手当で共に引下げになっているという経過はございます。今回、丸山委員の言われたとおり、期末手当につきましては生活給に関する事で、勤勉手当につきましてはその勤務状況に応じてといいますか、勤務評価に基づいて勤勉手当をお支払いするものでございますけれども、今回は国のほうの人事院勧告でのいろいろな書物を読むところによると、特に今回勤勉手当のほうに引下げの割合を持っていった勤勉手当を引き下げる理由については、明確な理由は示され

てございませんけれども、ただ、ちょっと書かれていたのは、今回は全世界で社会情勢的にこのような状況になっているということで、職員等々が勤務状況がどうこうということではなく、社会情勢全体としてのこのような状況であるということで、期末手当のほうの引下げを行うことにしたということであろうかというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 期末手当はいわゆる生活給の引下げをした理由としては、コロナ禍にある社会情勢全体が落ち込んでいる、こういう中で引下げをするというのが国の人勸であるということでございますけれども、しかしながら、今コロナの中で公務員が大変厳しい状況の中で労働をしているわけでありまして。町民の命、安全を願いながら、そして日夜頑張っている、こういう状況が続いているかというふうに思うわけでありまして。ここで、国の人勸総裁、この談話を見ましたら、新型コロナウイルス感染対策等の中、公務員が国民の安心安全を確保するために日々全力で職務に邁進していることに敬意を表しております。厳しい勤務環境の中で頑張っていることに対して敬意を表す、一方で、こういう一時金の減額をすると。これは、やはり生活、社会全体の経済状況をさらに冷え込ませる状況に陥るのではないかと私は思うわけでありましてけれども、そういう点におきましてどのようなお考えでしょうか。やはり、今回は町内におきまして457人の職員の期末手当が引き下がる、その状況の中でやはり待遇面はしっかりしないと経済がなかなか回らない、こういう状況に陥るのではないかとというふうに思うわけでありまして、その辺について社会情勢に与える影響も大きいのではないかとと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（稲熊公孝君） 今、丸山委員の言われたことですがけれども、ごもつともだと思っております。私も公務員で実際にコロナに関する業務に携わってまいりましたが、非常に厳しい状況の中、コロナ対応をしてきておりまして、職員もかなり正直疲弊をしている部分もございます。こういった中で、さらに期末手当、ボーナスが減るというのは、なかなか正直厳しい部分ではあるというのは重々理解をしているわけでございますけれども、しかしながら、民間におきましても医療従事者の方々のボーナスがものすごく減って大変困っているという状況もございます。あくまでも人事院勧告は民間の方々との比較の中での公務員のこのボーナス、給与の改定、引下げ、引上げがございましたけれども、今回は引下げでございますけれども改定をするということでございますので、非常に公務員といたしましても大変厳しいなというふうには思いますけれども、あくまでも民間比較との中でのこの引下げということでございますので、こういう状況の中では何とかこの状況を耐え忍んで頑張っていくということしていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 確かに民間、町内の各事業所を見ても大変厳しい状況が続いているというのは、誰もが認識をすることでございます。しかしながら、公務員給料というのは、やはり引き下げることによって、これが民間へも波及してくる。来年度以降、今度はさらに民間給料も引き下がる、そういう可能性というのものもあるわけでございます。

ですから、こうした意味におきましても、やっぱり期末手当の引下げというのはいかがかというふうに思うわけであります。また、この期末手当を引き下げることによって勤勉手当は減らないということでありますので、勤勉手当、さらにそれが能力給へとつながってこないかということがございますけど、その辺のところは生活給を引き下げる、この件についていかがお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（稲熊公孝君） 確かに民間の給与が減ってきて、それと公務員と比較して、じゃあ、公務員も減らすということになってきますと、このような状況だと負のスパイラルに入っていったらどんどん給料・ボーナスが減っていったら、景気も悪くなっていくという非常に難しい経済のサイクル状態になるかと思えます。ただ、先ほどからお伝えさせていただいているとおり、あくまでも民間との比較の中で公務員だけそのままというわけにはいかないという、公務員への風当たりもございますので、実際の現実の金額の比較の中で、公務員が0.04月でしたか、現実が高いということでございますので、今回0.05月ボーナスのほうを削減するというのは、先ほどからお話をさせていただいたとおり、やむを得ないのかなというふうに考えているところでございます。今回は期末手当ということで勤勉手当ではないですけども、今後、来年は町長の提案説明の中でもございますけれども、来年につきましては民間の給与もかなり厳しくなってくるんじゃないかなということだと、公務員のほうもまたそれに伴って、もしかしたら今よりも厳しい引下げの勧告がなされるというのは非常に懸念するところでございますけれども、そういった中で今回国のほうはあくまでも能力に関するものではなく、生活状態は厳しいですけども、社会情勢上やむを得ないということで期末手当の引下げでございましたので、私どもとしましては、来年ももしか引下げになった場合は、勤勉手当ではなく期末手当のほうで引下げになるのではないかなというふうには思っているところでございますけれども、これにつきましては人事院がどういうふうにして、どういうふうにして勧告を出していくかというのは、ちょっと今後分からないものでございますので、考え方といたしましてはあくまでも能力での引下げではなく、あくまでもやむを得ず社会全体でのこのような経済状況の中での引下げということでございますので、勤勉手当での引下げということで、やむを得ないなというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 先ほどから丸山委員の回答の中で、766万円減額されるというお話でありました。コロナに対して先ほどもありましたように、町の職員は一生懸命それに対する余分な仕事と言ったらいけません、通常の業務よりも多くの業務をこなしてこられたわけでありますが、そういった職員の方たちに対してこの手当が減ってしまうという、非常に私たちもこの議決に対しても賛成せざるを得ませんが、大変悲しい、厳しい思いをいたしております。町長の気持ちもここで一言聞かせていただきたいなというふうに思います。また、この766万円減額されるわけでありますが、これにつきま

しても、このお金をどういうふうに使っていくか、有効な使い道というものも考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘ありがとうございます。

今回はコロナ禍でありまして、大変に職員のほうも、例えば健康福祉部局等におきましてほとんど毎日のように出勤、土日においても順次緊急事態の対応に合わせて職務を遂行しておっていただけるということで、また逆に様々な緊急経済対策を執行するときに、先ほど言いましたように、新しい施策を打っていくときにやはりうまいもの券であったりとか、休業要請の交付手続だとか、様々な事務手続が今まで以上に付加されておりまして、そういったような職員のかなり負担は厳しくなっております。今、お話がありましたように、今回はこれも私にとっても大変心苦しいわけではありますが、やっぱり国を挙げてコロナの時代に対応していく中で、いろいろな業種・業態が新聞報道等を見られますと、今回の給与はもちろんボーナス等の削減も様々な事態に側面しているということもあります。全体の調整、バランスを見た上で、やはり今回の人事院勧告の指摘に対して、しっかり町としても準じていくというような形が一番適当ではないかなとは思っております。また、今後に当たりまして、まず職員の疲れだとか、様々なまだまだ収束するまでに長期の時間を有しますので、しっかりと踏まえた形で健康管理をするとともに、給与等につきましてもさらに国の施策によりまして、国がまた再び新たに経済改革がなされることを達成された上で、また新たな職員の給与等々についての考え方をまた何らかの形で回復するというきっかけはあろうかと思っておりますけれども、担当部局のお話がありましたように、やむを得ない措置であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件について、反対の立場から討論をさせていただきます。

第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

この条例は、一般職の職員の12月期の期末手当への支給割合を現行1.3月分を1.25月分に、令和3年度以降の6月期、12月期の支給割合をそれぞれ1.275月に改正するものであります。年間0.05月分を引き下げようとするものであります。これは人勸が、民間よりも公務員のほうが0.04月上回り、その格差があるとして0.05月の引下げを勧告しております。人勸は、民間給与と比較し、さらに公務員の月給が164円0.04%と僅かに上回りましたが、この格差が極めて小さく改定は不用と判断をしたものであります。しかしながら、月例給は上がらないという、こういう状況の中であります。

月給は、2014年度から6年連続で引き上げられており、据置きは7年ぶりということであります。減額の影響額は、正規346人、フルタイム111人の457人の766万円の減額であります。過去6年間勤勉手当が増額改定をされてまいりました。今回は期末手当の減額であり、成績主義的な勤勉手当の割合を高め、今後成績主義を強化することにつながりかねないものであります。

人事院総裁の談話では、新型コロナウイルス感染対策等の中、公務員が国民の安全安心を確保するために日々全力で職務に邁進していることに敬意を表しております。しかしながら、こうした厳しい勤務環境の中で頑張っている公務員に対して敬意を表する一方で、一時金を減額するものであります。生活改善、経済回復に必要な賃上げに背を向けるものではないでしょうか。コロナ禍で公務員の賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金引下げにも影響が及ぶこととなります。よって、引き下げる本議案に対して反対するものであります。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

第63号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第63号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第64号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第64号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第65号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第65号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これにて、令和2年11月30日に招集された第3回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9時42分

○議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和2年第3回の幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をいたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立をいたしました議案の執行に当たりましては、審議の際に頂きました御意見、御提言等を重く受け止め、適正適切な運用に努めてまいり所存でございます

現在、愛知県のコロナウイルスの感染状況につきましては、厳重警戒でございます。大変厳しい状況が続いております。愛知県では、第3波の感染状況等に鑑みまして、11月27日でございますが、11月29日、日曜日から12月18日、金曜日までの20日間にわたりまして、名古屋の一部エリアでの営業時間の短縮要請が出ているところでございます。また、東京、大阪、北海道への不要不急の移動は控えることにも言及を

されておられます。さらに併せて、感染防止対策の徹底、高齢者等への拡大防止、そして年末年始での対策の徹底への協力要請が出されているところでございます。議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

最後に、議員の皆様方におかれましては、寒さに向かう折から、また12月の議会定例会も控えておりますので、健康にはくれぐれも御留意をいただきまして、今後の町政の発展のため特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶いたします。本日はありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には、何かと御多忙の中、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 9時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和2年11月30日

議 長

議 員

議 員